

各収集日の朝8時までに出してください！

燃やすごみ



燃えないごみ



スプレー缶



乾電池



火

土

プラスチック資源



水

缶・びん・ペットボトル



小さな金属類



金

古紙



/ 古布



自治会・町内会・子ども会などで実施している「資源集団回収」に出してください。収集曜日は資源集団回収のシール等でご確認ください。

⚠️ 持ち去り禁止! ⚠️

集積場所等に出された廃棄物及び資源物は、市民の皆様が横浜市の行政回収または資源集団回収に出したものであり、指定された者以外の者が持ち去ることは条例で禁止されています。条例に違反した場合、**20万円以下の罰金**に処されることがあります。

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(抜粋)
第51条 第25条の4第3項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

- 分別して出すことが義務づけられています。
- 分別されていないごみ袋を本市職員が開封調査し、指導等を行います。
※開封調査によって得た個人情報は罰則制度の運用以外には使用しません。
- 繰り返し指導等をしても分別しない場合、2,000円の過料が科せられることがあります。

お問合せ先

横浜市資源循環局
泉事務所

TEL.803-5191
FAX.803-7951



ミーオとイーオの分別辞典
Mictionary
ミクショナリー
分別方法を詳しく紹介

粗大ごみの
申込みはこちら

